

## 議第103号

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和7年6月12日

滋賀県知事 三日月 大 造

## 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例（昭和41年滋賀県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「または収入金額」および「。第5条において同じ」を削り、同号イ中「当該年」を「年」に改める。

第4条第1項中「令和7年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、同項第1号中「所得金額」を「所得」に改め、同号ア中「新設し、または増設した設備」を「第2種特別償却設備」に、「当該設備」を「当該第2種特別償却設備」に、「製造事業用、旅館業用、情報サービス業用、有線放送業用、インターネット附随サービス業用」を「製造の事業、旅館業、情報サービス業、有線放送業、インターネット附随サービス業」に、「事業用の」を「事業の用に供する」に改め、同号イ中「当該年」を「年」に、「新設し、または増設した設備」を「第2種特別償却設備」に、「当該設備」を「当該第2種特別償却設備」に改め、同条第2項中「所得金額」を「所得」に改める。

第5条第2項第1号中「収入金額」の右に「（事業税の課税標準額となるものをいう。次項において同じ。）」を加える。

第6条中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

## 付 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条および第6条の規定は、令和7年4月1日から適用する。